

教育委員会定例会事項書

令和3年7月8日(木)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 9号 三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会規則案

議案第 10号 三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会委員の任命について

議案第 11号 令和4年度三重県立高等学校の学科の改編について

議案第 12号 令和4年度三重県立高等学校入学定員について

議案第 13号 職員の懲戒処分について

議案第 14号 訴訟事件の処理について

4 報 告 題

報告 1 令和3年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告 2 令和3年度第71回三重県高等学校総合体育大会総合成績及び表彰式について

報告 3 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和3年6月24日(木)

開会 9時30分

閉会 9時54分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、北野委員、栗須委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

該当なし

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

報告2 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

報告3 令和4年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第9号

三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会規則案

三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会規則案について、別紙のとおり提案する。

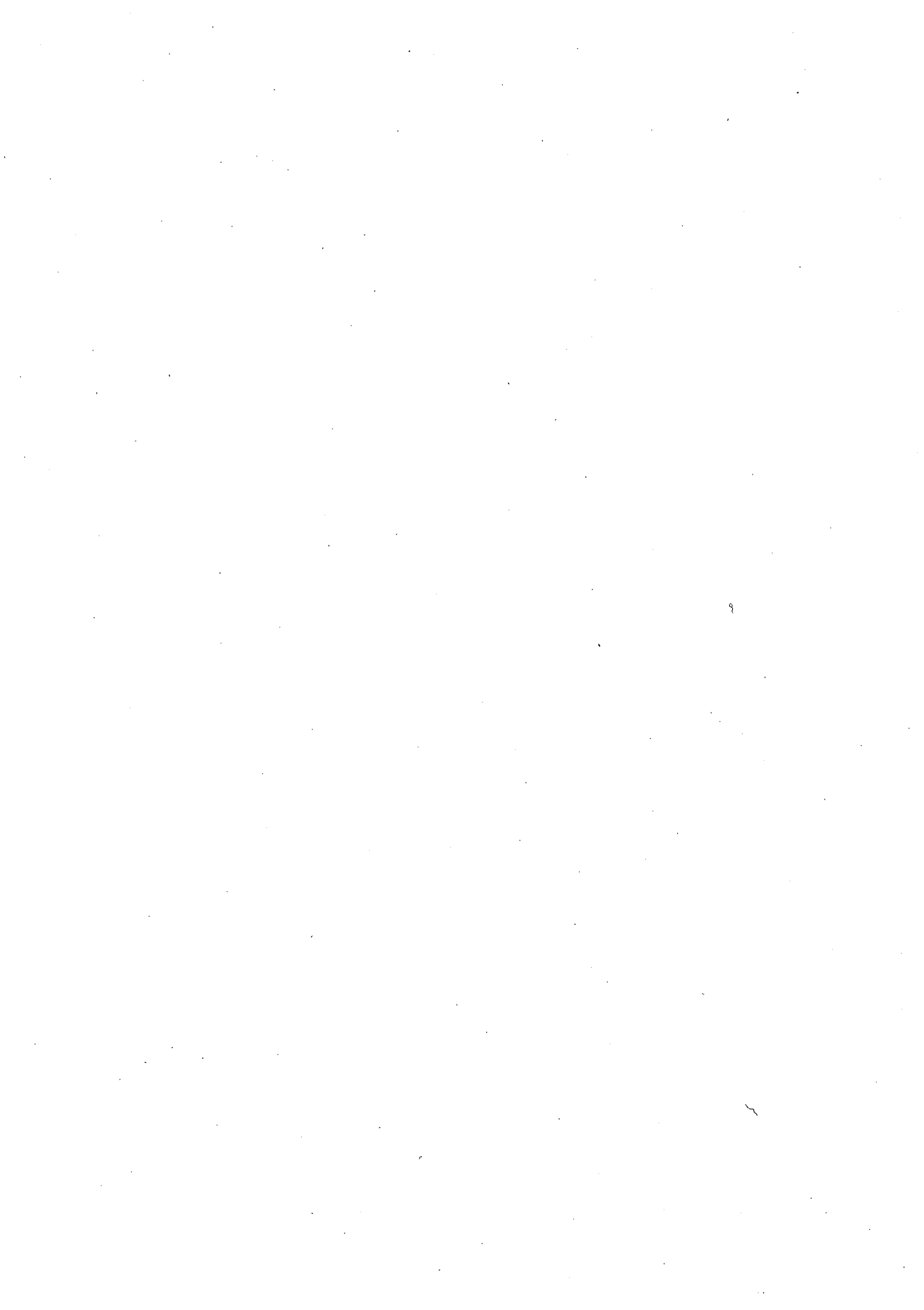
令和3年7月8日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項、三重県立鈴鹿青少年センター条例第6条の4第6項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会規則案

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）第六条の四第六項の規定に基づき、特定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第二条 選定委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第三条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第四条 委員は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八条第一項の規定による選定の申請をしたもの（次項及び次条において「申請事業者」という。）に対し、特定事業実施事業者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行うてはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

一 委員が申請事業者と利害関係を有するものと認められる場合

二 申請事業者から委員に対し、特定事業実施事業者の選定に関する働きかけがあった場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第五条 委員は、申請事業者と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第六条 選定委員会の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者 選定委員会規則案要綱

1 制定趣旨

三重県立鈴鹿青少年センターにおいては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「民間資金法（PFI法）」という。）の規定に基づき、民間事業者が施設の設計、改修を行った後、県から支払われるサービス対価や自らの事業収入で、民間のノウハウを発揮しながら、17年間の運営管理をしていただくこととしています。

三重県立鈴鹿青少年センター条例第6条の4第1項では、民間資金法（PFI法）の規定に基づき実施する事業の事業者（以下、「特定事業実施事業者」という。）の選定に関する事項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、特定事業実施事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置することを規定しています。

今回制定する規則は、同条例第6条の4第6項の規定に基づき、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

2 制定内容

(1) 委員長の規定

選定委員会に委員長を置くことや、委員長は委員の互選により定めることなどを規定します。

(2) 選定委員会の会議の規定

選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となることや、委員の過半数が出席しなければ開くことができないことなどを規定します。

(3) 委員の責務の規定

選定委員会の委員は、民間資金法（PFI法）の規定による選定の申請をしたもの（以下、「申請事業者」という。）に対し、選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならないことや、委員が申請事業者と利害関係を有するものと認められる場合、申請事業者から委員に対し、選定に関する働きかけがあった場合等に、速やかに教育委員会に報告しなければならないことなど、委員の責務について規定します。

(4) その他

選定委員会の委員の除斥や選定委員会の庶務等に関する内容を規定します。

3 施行期日

公布の日から施行するものとします。

参考資料 1

1 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業について

鈴鹿青少年センター（以下、「センター」という。）は、昭和 60 年の開所以来 35 年以上が経過し、施設の老朽化をはじめ、利用者ニーズの変化などの課題もあり、平成 29 年度から「県有施設の見直し取組」を進めています。

センターおよび鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」という。センターと合わせて、「両施設」という。）の整備運営事業（以下、「本事業」という。）においては、運営管理の効率化や両施設の活性化に向け、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「民間資金法（PFI 法）」という。）や「都市公園法」などに定められた官民連携制度を活用して、両施設の整備運営を一体的に民間事業者が発注することとしています。

（1）事業の方向性

①コンセプト

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

②整備運営事業の基本事項

ア）センターと森公園の一体的運営

利用者の利便性向上や共通管理コストの低減をめざし、両施設の指定管理を一体化し、運営を行います。

イ）老朽化対策の実施

令和元年度の施設劣化度調査の結果、劣化が進んでいると指摘された施設設備について改修を行います。

ウ）施設機能の向上

学校利用等による集団宿泊研修機能は一定保持しつつ、企業研修、少人数グループなど幅広い世代、県内外の方々による利用が増加するよう、機能向上のための施設改修を行います。

エ）自主提案施設（民間施設）の設置と運営

利用者のニーズや両施設の価値向上につながるような新しい機能（民間提案）や、両施設の集客や収益に寄与する店舗や施設の新規設置を促します。

（2）事業期間

事業期間は、令和 4 年 3 月～令和 23 年 3 月の約 19 年間で予定しています。

- センター 改修・開業準備：約 2 年間（令和 4 年 3 月～令和 6 年 3 月）
運営期間：17 年間（令和 6 年 4 月～令和 23 年 3 月）
- 森公園 整備・開業準備：約 1 年間（令和 4 年 3 月～令和 5 年 1 月）
運営期間：約 18 年間（令和 5 年 2 月～令和 23 年 3 月）

(3) 債務負担行為

本事業において、民間活力の導入による、魅力ある施設整備と運営管理を実施するため、センターについては施設改修費と17年間の運営維持管理費など、森公園については運営維持管理費などから構成される令和22年度までを期間とする債務負担行為を、令和3年定例会6月定例会で設定しています。

○債務負担行為設定額（令和3～22年度）：総額5,120,162千円

センター：4,213,092千円、森公園：907,070千円

(4) 事業手法

根拠とする法令・制度については、以下を予定しています。

○センター：民間資金法（PFI法）に基づく修繕・運営方式

○森公園：都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）

○両施設：地方自治法に基づく指定管理者制度

なお、センターの管理業務における「利用料金の収受や設定」、「施設の使用許可」については、民間資金法（PFI法）では行うことはできないことから、指定管理者制度で対応します。

(5) 事業スケジュール

令和3年度については、入札公告、事業者選定、契約締結と手続きを進め、センターについては令和4年度に設計等、令和5年度に改修工事等を行い、令和6年度にリニューアルオープンを予定しています。

なお、令和5年度は改修工事に伴い、休館予定としています。

時期		当面の主な手続きスケジュール（予定）
令和3年7月	中旬	・第1回選定委員会 (内容：入札公告時公表資料、落札者決定基準等の検討)
8月	中旬	・入札公告（入札説明書および要求水準書等の公表）
11月	中旬 下旬	・入札書および事業提案書の提出締切 ・第2回選定委員会 (内容：事業提案書を基にした意見交換)
12月	下旬	・第3回選定委員会 (内容：ヒアリング審査、選定)
令和4年1月		・基本協定の締結
2月		・条例改正案【利用料金の改正】、事業契約締結議案、指定管理者の指定議案の提出

2 民間事業者の選定方法等について

(1) 募集の方法

民間資金法（PFI法）の規定に基づき実施する事業の事業者（以下、「特定事業実施事業者」という。）の選定は、公募の方法等によることとされており（民間資金法（PFI法）第8条第1項）、一般競争入札によることが原則です。

本事業では、両施設の整備運営を民間事業者に一体的に発注することとしており、その募集については、価格のみならず、施工や運営水準、技術的能力、企画能力等を総合的に勘案するため、総合評価一般競争入札で実施することとしています。

(2) 附属機関への諮問の特例

「三重県立鈴鹿青少年センター条例」第6条の5では、センターと他の公の施設の設置目的又は事業内容が密接に関連するため、一の事業者によってこれらの整備又は管理を一体的に行わせようとする場合において、諮問する附属機関が二以上であるときは、当該附属機関のうち諮問すべき一の附属機関を決定し、当該決定した附属機関に諮問することができる、「附属機関への諮問の特例」を規定しています。また、「三重県都市公園条例」においても、同様の趣旨の規定を設けています。

本事業では、両施設の事業内容が密接に関連することから、「三重県立鈴鹿青少年センター条例」第6条の4第1項の規定に基づき設置する教育委員会の附属機関（特定事業実施事業者選定委員会）と、「三重県都市公園条例」の規定に基づき設置する知事の附属機関（公募対象公園施設設置等予定者選定委員会および特定事業実施事業者選定委員会）のうち、センターにおける施設整備と運営管理の事業費割合が、森公園の事業費割合に比べ高いことなどから、教育委員会の附属機関に諮問することとしています。教育委員会の附属機関には、知事の附属機関に諮問する内容も含めて、諮問します。

(3) 審査の方法等

教育委員会の附属機関である特定事業実施事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）では、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法および評価項目等を示した、落札者決定基準を定め、入札参加者から提出された事業提案書等に基づき、書類審査やプレゼンテーション審査等を実施した上で、総合的な審査を行います。

選定委員会の審査結果をふまえ、最優秀提案者を決定し、「三重県立鈴鹿青少年センター条例」第6条の3の「指定管理者の指定の特例」の規定に基づき、民間資金法（PFI法）の規定により選定した事業者を、議会の議決を経て指定管理者として決定することを考えています。

参考資料 2

○三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）より抜粋

（指定管理者の指定の特例）

第六条の三 教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第八条第一項の規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定しようとするときは、前三条の規定にかかわらず、第六条第一項各号に掲げる基準を満たすと認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

（特定事業実施事業者選定委員会）

第六条の四 教育委員会は、民間資金法の規定に基づき実施する事業の事業者（以下この条において「特定事業実施事業者」という。）の選定に関する事項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、特定事業実施事業者選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 特定事業実施事業者の選定を受けようとするものから提出される事業提案書等の審査に関する事項
 - 三 その他特定事業実施事業者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、青少年センターの整備又は管理に関し優れた識見を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から事業契約（民間資金法第五条第二項第五号に規定する事業契約をいう。）を締結する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（附属機関への諮問の特例）

第六条の五 教育委員会は、青少年センターと他の公の施設の設置目的又は事業内容が密接に関連するため、一の事業者によつてこれらの整備又は管理を一体的に行わせようとする場合において、事業者の選定に関する事項の審査を適正に行うために諮問する附属機関が二以上であるときは、当該附属機関のうち諮問すべき一の附属機関を決定し、当該決定した附属機関に諮問することができる。

報告 1

令和3年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和3年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和3年7月8日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長

令和3年度第2回三重県教科用図書選定審議会の概要について

1 日時

令和3年6月11日(金) 10:00～11:00

2 場所

三重県総合教育センター 多目的ホール

3 審議

- (1) 「特別支援学級及び特別支援学校(小中学部)用教科用図書選定に関する参考資料(増補版)(案)」及び「令和4年度使用中学校用教科用図書社会(歴史的分野)選定に関する参考資料(案)」について

「特別支援学級及び特別支援学校(小中学部)用教科用図書選定に関する参考資料(増補版)(案)」及び「令和4年度使用中学校用教科用図書社会(歴史的分野)選定に関する参考資料(案)」について、一般図書5点と中学校社会(歴史的分野)の教科書の特徴のポイントを、該当箇所をプロジェクターで提示しながら説明するとともに、各委員が一般図書及び中学校用教科用図書社会(歴史的分野)の教科書を閲覧したうえで、審議を行いました。

①説明の概要(教科書の全体的な特徴)

(一般図書)

- 一般図書は、取扱内容や構成・配列等それぞれに特徴があり、さまざまな発達の段階の児童生徒が、年間を通して学習することができる。

(中学校用教科書用図書社会(歴史的分野))

- 教科の見方・考え方を働かせた生徒同士の対話型の学習活動の場面や、学び方や教科書の使い方が示され、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた工夫がされていること。指導者にとっても日常の授業づくりという観点で指針としやすい構成の工夫が見られる。

②審議の概要

【質問】この場で説明のあった一般図書5点について生活科のものが多いが、どのように抽出したのか。

(回答)調査員を5グループに分けて調査をおこなった。そのなかで特徴的なものを各グループで選んだ。対象教科の割り振りをしていなかったため、偏りがあった。参考資料には、その他の対象教科の図書も掲載している。市町等へ資料を送付する際には、対象教科は、あくまでも参考であるということを知らせていく。

【意見】参考資料に対象教科が書かれているが、その教科以外の給与は可能か。
(回答)参考資料はあくまで参考なので、記載以外の教科での給与も可能である。

<審議の結果>

「特別支援学級及び特別支援学校（小中学部）用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）」及び「令和4年度使用中学校用教科用図書社会（歴史的分野）選定に関する参考資料」は、承認された。

(2) 三重県教科用図書選定審議会から三重県教育委員会への答申について（資料1参照）

<審議の結果>

「特別支援学級及び特別支援学校（小中学部）用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）」及び「令和4年度使用中学校用教科用図書社会（歴史的分野）選定に関する参考資料」の決定後、会長から事務局に答申文を提出することについて承認された。

4 閉会

令和3年6月11日

三重県教育委員会 御中

三重県教科用図書選定審議会

次の事項について、答申します。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書及び令和4年度から
中学校で使用する教科用図書社会（歴史的分野）の採択について

令和3年4月23日付けで諮問された下記の事項について、本審議会は慎重に審議
した結果、別添のとおり結論を得ましたので答申します。

記

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択基準
- ・ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査実施項目
- ・ 教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 特別支援学級及び特別支援学校の小中学部用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）
- ・ 令和4年度使用中学校用教科用図書社会（歴史的分野）選定に関する参考資料

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

報告2

令和3年度第71回三重県高等学校総合体育大会総合成績及び表彰式について

令和3年度第71回三重県高等学校総合体育大会総合成績及び表彰式について、別紙のとおり報告する。

令和3年7月8日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

第71回三重県高等学校総合体育大会総合成績及び表彰式について

- 1 大会名 第71回三重県高等学校総合体育大会
- 2 日程 令和3年5月28日(金)～5月30日(日)
(一部種目は上記日程前後に実施)
- 3 場所 県内各地
- 4 競技種目 36種目
- 5 参加校および人数 全日制の部 69校 14,503人
定時制・通信制の部 12校 356人
- 6 成績

(1) 学校対抗総合成績一覧

全日制の部

順位	男 子		順位	女 子	
	学 校 名	得点		学 校 名	得点
1位	四日市工業高等学校	100.0	1位	三重高等学校	80.0
2位	三重高等学校	97.5	2位	高田高等学校	72.5
3位	海星高等学校	72.0	3位	四日市商業高等学校	69.0
4位	高田高等学校	67.0	4位	津商業高等学校	64.5
5位	津田学園高等学校	54.0	5位	津田学園高等学校	45.0
6位	いなべ総合学園高等学校	52.0	6位	いなべ総合学園高等学校	44.5

定時制・通信制の部

順位	男 子		順位	女 子	
	学 校 名	得点		学 校 名	得点
1位	大橋学園高等学校	44.0	1位	徳風高等学校	21.0
2位	向陽台高等学校 古川学園キャンパス	24.5	2位	大橋学園高等学校	20.0
3位	四日市工業高等学校	20.0	3位	神村学園高等部伊賀	15.5

(2) 種目別団体成績一覧

7 表彰式

- (1) 日 時 令和3年7月14日(水) 15時30分から16時00分まで
- (2) 場 所 三重県勤労者福祉会館 講堂
- (3) 内 容 学校対抗男女別総合成績の発表と表彰
県教育委員会表彰、優勝旗・優勝杯授与
教育長挨拶
- (4) 出席者 三重県教育委員会教育長
三重県教育委員会事務局 保健体育課長 等
表彰対象校生徒代表及び教諭
三重県高等学校体育連盟会長・役員及び各競技専門部委員長

令和3年度 第71回三重県高等学校総合体育大会 種目別団体成績一覧

全 日 制		男 子				女 子			
No.	競技種目\順位	1位	2位	3位	位	1位	2位	3位	位
1	陸上競技	皇學館	伊賀白鳳	伊勢	—	松阪商業	宇治山田商業	四日市商業	—
2	水泳(競泳)	津田学園	三重	尾鷲	—	津田学園	桑名	三重	—
	(飛込)	四日市工業	—	—	—	四日市	稲生	—	—
	(水球)	四日市中央工業	稲生	—	—	—	—	—	—
3	体操(器械体操)	暁	久居	桑名	—	暁	久居	いなべ総合	—
	(新体操)	—	—	—	—	津東	四日市メリノール	名張	—
4	野球	津商業	津田学園	海星	—	—	—	—	—
5	軟式野球	三重	伊勢	高田	—	—	—	—	—
6	テニス	四日市工業	津田学園	鈴鹿高専	—	四日市商業	津商業	宇治山田商業	—
7	ソフトテニス	三重	近大高専	伊勢工業	木本	三重	松阪	津商業	四日市商業
8	卓球	白子	高田	津	—	白子	高田	津	—
9	サッカー	三重	海星	四日市工業	四日市中央工業	高田	神村学園	三重	—
10	バレーボール	松阪工業	四日市工業	松阪	—	三重	津商業	高田	—
11	バスケットボール	津工業	四日市工業	海星	—	四日市メリノール	いなべ総合	四日市商業	—
12	ソフトボール	四日市工業	松阪	三重	稲生	津商業	伊勢学園	神村学園	三重
13	ハンドボール	四日市工業	いなべ総合	桑名工業	—	四日市商業	いなべ総合	暁	—
14	バドミントン	伊勢工業	皇學館	暁	—	皇學館	暁	伊勢	—
15	ラグビー	朝明	四日市工業	松阪	—	—	—	—	—
16	相撲	宇治山田商業	明野	—	—	—	—	—	—
17	柔道	名張	四日市中央工業	皇學館	高田	名張	高田	亀山	—
18	剣道	三重	高田	桑名	鈴鹿	鈴鹿	四日市工業	白子	三重
19	弓道	伊勢学園	白山	伊賀白鳳	—	三重	伊賀白鳳	津東	—
20	登山	神戸	桑名工業	四日市	—	神戸	四日市	四日市農芸	—
21	ウエイトリフティング	四日市中央工業	亀山	四日市工業	—	—	—	—	—
22	レスリング	いなべ総合	松阪工業	伊勢工業	鳥羽	—	—	—	—
23	自転車	朝明	久居農林	海星	—	—	—	—	—
24	ヨット	津工業	—	—	—	津工業	—	—	—
25	ボート	津	相可	昴学園	—	津	津商業	相可	—
26	フェンシング	海星	鳥羽	津東	—	鳥羽	津東	海星	—
27	ボクシング	久居	明野	水産	—	—	—	—	—
28	空手道	川越	四日市工業	—	—	川越	四日市商業	四日市工業	—
29	なぎなた	—	—	—	—	稲生	高田	津	—
30	アーチェリー	四日市四郷	海星	—	—	四日市四郷	三重	—	—
31	カーヌー	桑名西	—	—	—	桑名西	—	—	—
32	スキー	暁	鈴鹿	津田学園	三重	暁	—	—	—
33	ボウリング	上野(定時)	高田	桑名	—	津商業	四日市農芸	亀山	—
34	ゴルフ	四日市メリノール	いなべ総合	桜丘	—	津田学園	四日市メリノール	—	—
35	ライフ	久居	—	—	—	久居	—	—	—
36	馬術	高田	津田学園	—	—	高田	津田学園	—	—

定 通 制		男 子				女 子			
No.	競技種目\順位	1位	2位	3位	位	1位	2位	3位	位
1	陸上競技	四日市工業	大橋学園	伊勢まなび	—	伊勢まなび	松阪	—	—
2	軟式野球	—	—	—	—	—	—	—	—
3	ソフトテニス	大橋学園	みえ夢学園	徳風	—	徳風	みえ夢学園	—	—
4	卓球	大橋学園	伊勢まなび	向陽台古川	みえ夢学園	一志学園	向陽台古川	大橋学園	—
5	サッカー	徳風	—	—	—	—	—	—	—
6	バレーボール	徳風	—	—	—	徳風	—	—	—
7	バスケットボール	大橋学園	四日市工業	古川学園	—	大橋学園	徳風	—	—
8	バドミントン	向陽台古川	一志学園	北星	—	北星	—	—	—
9	柔道	—	—	—	—	—	—	—	—

第71回三重県高等学校総合体育大会表彰式 要項

1. 期 日 令和3年7月14日(水) 15:30~16:00

2. 場 所 三重県勤労者福祉会館 講堂
津市栄町一丁目891番地

3. 式次第

14:40~ 受付(座席にて)

15:10 着席完了(説明)

15:30 三重県高等学校総合体育大会表彰式

(1) 開式のことば 三重県高等学校体育連盟理事長

(2) 成績発表 全日制の部 : 男子・女子(総合1位~6位)
定時制・通信制の部 : 男子・女子(総合1位~3位)

(3) 県教育委員会表彰 優勝校…優勝旗、優勝杯、賞状授与
入賞校…賞状授与

(4) 県高等学校体育連盟表彰 優勝校…優勝盾、賞状授与
入賞校…入賞盾、賞状授与
〔表彰順序〕 ①全日制男子 1位~6位
②全日制女子 1位~6位
③定時制・通信制男子 1位~3位
④定時制・通信制女子 1位~3位

(5) 連続総合優勝校表彰

(6) 種目別連続優勝校表彰

(7) 三重県教育委員会 教育長のことば

(8) 閉式のことば 三重県高等学校体育連盟理事長

16:00 終了予定

